

地方公共団体による地球温暖化関連施策
～ 施策実施状況と施策紹介 ～

平成 20 年 3 月

環 境 省
地 球 環 境 局
地球温暖化対策課

【目次】

1. 施策体系と実施状況（概況）	1
（1）地方公共団体における地球温暖化防止施策体系（部門・手法対応表）	1
（2）全国における実施状況	4
2. 代表的な施策の紹介	8
（1）一覧表	8
（2）個別表	9
・地球温暖化対策計画書制度（東京都）	10
・横浜市建築物環境配慮制度（神奈川県横浜市）	12
・柏市地球温暖化対策条例による一定の開発事業等の配慮計画書（千葉県柏市）	14
・地球温暖化対策条例による自販機設置者に対する排出抑制計画（長野県）	16
・千葉市地球環境保全協定（千葉県千葉市）	18
・レジ袋削減に向けた取組（愛知県名古屋市）	20
・自動車エコ事業所認定制度の導入（愛知県）	22
・群馬県環境G S認定制度（群馬県）	24
・マンション環境性能表示（東京都）	28
・エコファミリー制度（兵庫県神戸市）	30
・香南市住宅省エネルギー連携推進事業（高知県香南市）	32
・無料省エネ診断（まちなかのエネルギーシェイプアップ事業）（福岡県北九州市）	34
・ぎふ省エネチャレンジ市民運動（岐阜県岐阜市）	36
・白熱球一掃作戦（東京都）	38
・環境家計簿（神奈川県小田原市）	40
・エコライフ DAY（埼玉県川口市）	42
・公共交通機関の整備（路面電車への転換）（富山県富山市）	44
・緑のカーテン（東京都板橋区）	46
・グリーンエネルギー基金（兵庫県）	48
・たはらエコ・ガーデンシティ構想（愛知県田原市）	52

1. 施策体系と実施状況（概況）

(1) 地方公共団体における地球温暖化防止施策体系（部門・手法対応表）

地方公共団体における地球温暖化防止施策について、部門別（産業、民生家庭、民生業務、運輸交通等）、及び施策実施手法（自主的取組促進手法（条例・協定）、ラベリング手法、経済的手法、普及啓発手法、その他）の分類にて整理する。

なお、各々の施策実施手法については次のような特徴を有している。

● 規制的手法（条例）

域内の事業者に対し、発生する温室効果ガス排出量の算定・報告や削減計画の策定・公表を義務づける、強制力を有した手法である。東京都においては、事業者の削減計画の内容を評価し、評価結果を公表している。

事業者への義務を課すなど、強制力を持った規制的手法の実施には、条例の制定が必要となる。前記のような規定を有した条例には、「環境基本条例」、「環境保全条例」といった環境全般を扱う条例に地球温暖化対応の視点を考慮したものや、「地球温暖化防止条例」のように地球温暖化対応に特化し、制定されるものまで様々である。

● 自主的取組促進（協定）

前記のような条例に基づく規制的措施ではなく、地方公共団体と域内の事業者の紳士協定に基づき、事業者の自主的な取組みを促す制度である。協定という施策形態としては、古くは「公害防止協定」として数多くの締結実績がある。

協定締結によるものは条例制定に比し、手続きが簡素であるという点において、地方公共団体にメリットがあり、事業者にとっては地球温暖化防止への取組みに対する積極的な姿勢を社会に対し示すことができる。このため、地方公共団体においても、こうした事業者側のメリットに配慮し、締結事業者名を積極的に公示し、実効性を高めている場合が多い。

● ラベリング手法

環境配慮型製品、省エネルギー機器、リサイクル品等に対し、製品の環境性能（省エネルギー性、CO₂ 排出抑制効果等）を引き上げるためのラベリング（生産側へのラベリング）と、製品の環境性能を表示させ、市場で差別化するためのラベリング（需要側へのラベリング）の二種類が存在する。

地方公共団体では主に需要側へのラベリング制度として、独自の認定基準を設け、表示義務を課す制度が採られる。ラベルの規定に加え、認定された製品・商品を地方公共団体のホームページ等に掲載されるケースや域内の流通事業者等と連携し、認定された製品・商品の販売促進を目的としたキャンペーンまで実施する場合もある。東京都では域内で販売されるマンションの環境性能をラベルとして表示させる制度を実施しており、性能評価の対象、方法は異なるが他の地方公共団体にも拡がりつつある。

● 経済的手法

環境施策における経済的手法としては、税（環境税や炭素税）、課徴金に代表される環境コスト内部化のための手法が代表例である。一方、環境性能（省エネ性、CO₂ 排出抑制効果等）の優れるものに対しインセンティブを与える補助金や低利融資、税制優遇等の手法も存在している。また、東京都では温室効果ガス排出量に係る排出量取引制度の導入が検討されている。

地球温暖化防止において地方公共団体が実施する施策としては、域内の事業者や都道府県民・区市町村民への補助金、低利融資が行われることが多い。例えば、前記の対象者が新エネルギー・省エネルギー製品や低公害車等を購入する場合が対象となる。単一の機器に特化したものから、複数の機器にまで対象を拡大している制度まで様々である。その上、補助率、優遇金利といった条件も地方公共団体により幅がある。

補助金等の経済的手法は、適用により新エネルギー・省エネルギー機器等の導入が実現できることで地球温暖化防止効果として即効性、確実性は認められるが、地方公共団体の予算制約等から適用規模が限られるという問題がある。

● 普及啓発手法

域内の事業者や都道府県民・区市町村民への普及啓発を通じ、省エネルギー、リサイクルや地球温暖化防止に係る取組みを促進させる施策手法である。普及啓発には、①情報提供等により地球温暖化問題や取組みの意義を認識させるための普及啓発、②実際の省エネルギー行動やCO₂ 排出抑制行動を促すための普及啓発、の2ステップがある。

既に地球温暖化問題への認知度、関心度は相当高いレベルにまで向上していると推測されることから、今後はいかに実際の省エネルギー行動、CO₂ 排出抑制行動の実施を増進させるかが重要なポイントになる。

このため、ホームページや刊行物等での一方的・受動的な情報提供に止まらず、域内の様々な事業者（主に流通事業者）と連携し、積極的な情報提供まで行う手法、環境家計簿のような区市町村民での実践を伴う双方向の普及啓発手法を展開していくことが重要である。

特に、都道府県知事が指定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター(都道府県センター)は地方公共団体と連携した「啓発・広報活動」「情報提供活動」などを主な業務としており、別途指名される地球温暖化防止活動推進員の活動と相まって地域に根ざした活動が行われている。

● 横断的施策等

上記のいずれの категорияにも属さない、部門横断的な総合的施策や基金の創設など、様々な施策が存在している。

上記のように、本資料では地方公共団体における地球温暖化関連施策について、その手法面に着目し分類した。現状では、こうした施策の立案、実施にあたって地方公共団体の環境関連セクションが中心となって推進している場合が多い。一方で、省エネルギーや温室効果ガス排出削減に向けた取組みについては、当該地方公共団体の都市政策、交通政策、産業政策といった個別分野に関わる政策において、個別の具体事業との直接的、かつ密接な関わりのもとで施策体系を構築することが重要であり、環境関連セクションと個別事業セクションの連携のもと、施策の立案、実施を進めていく必要がある。

(2) 全国における実施状況

(1) に示した施策体系について、全国の地方公共団体における施策実施状況より、次の視点で整理を行った。

○ 施策種類の類型化

類似の効力を有する施策を類型化し、(1) で示した部門別（産業、民生家庭、民生業務、運輸交通等）、及び施策実施手法（自主的取組促進手法（条例・協定）、ラベリング手法、経済的手法、普及啓発手法、その他）の分類にて整理した。

○ 実施状況

多くの地方公共団体で実施している施策（●）、少数の地方公共団体で実施している施策（○）、一部の先進的な地方公共団体のみで実施される施策（◎）に分類した。

○ 該当する地方公共団体の類型

現在の実施状況等からみて、当該施策の実施に適合する地方公共団体の類型（都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、その他）への振り分けを行った。なお、ここで示す振り分けはイメージであり、全ての地方公共団体に当てはまる訳ではないことに留意されたい。

表 地方公共団体における地球温暖化防止施策の実施状況

施策形態・施策例		施策の実施状況 (●: 事例多、○: 事例少、◎事例一部)	都道府県	政令指定 都市	市町村		
					中核市	特例市	その他
規制的手法 (条例)							
産業・業務	計画書による排出量公表等	○ 全国で 20 数例の事例あり					
	計画書による削減計画評価	◎ 事業者による計画書評価は東京都のみ実施					
	各種取組みに対する努力規定	○ 各種努力規定については数例あり					
業務	建築物環境配慮制度	○ 計画書提出を義務づけ ◎ 評価、ラベリングまで実施					
運輸	自動車使用管理計画	○ 計画書提出を義務づけ					
	アイドリングストップ	● 多くの団体で実施					
自主的取組促進 (協定)							
産業	公害防止協定への付記	○ 計画書等の任意提出					
	地球温暖化防止協定締結	○ 計画書等の任意提出					
運輸	エコドライブ推進等に係る協定	○ 計画書等の任意提出					
ラベリング手法							
民生	省エネ機器ラベリング	● 認定基準、ラベルの規定					
	建築物ラベリング	○ 認定基準、ラベルの規定					
	リサイクル品ラベリング	● 認定基準、ラベルの規定					
経済的手法							
全般	新エネ、省エネ機器等補助金	○ 補助金拠出					
	新エネ、省エネ機器低利融資	● 低利融資 (金融機関との連携も有り)					
民生	ISO14001 認証取得補助制度	● 補助金拠出					
	エコポイント制度	○ エコポイント、地域通貨制度の創設					

表 地方公共団体における地球温暖化防止施策の実施状況

施策形態・施策例		施策の実施状況 (●：事例多、○：事例少、◎事例一部)	都道府県	政令指定 都市	市町村		
					中核市	特例市	その他
普及啓発手法							
全般	情報提供	● 広報誌、ホームページ等での情報提供					
業務	環境配慮型事業所の認定制度	● 認定、表彰制度等の創設					
家庭	事業者等と連携したキャンペーン (省エネ製品の導入促進等)	○ 広域的なキャンペーン実施					
	環境家計簿	● 環境家計簿の普及啓発 ○ 環境家計簿の報告、評価、表彰等					
	レジ袋削減施策	● キャンペーンの実施 ◎ エコポイント等との連動					
	環境教育、エネルギー教育 (エコスクール等)	● 環境教育、エネルギー教育の実施 ○ 学校版環境 ISO の実施					
運輸	アイドリングストップ	● 宣言事業所登録					
	エコドライブ運動、キャンペーン	● エコドライブ情報提供、普及啓発 ○ エコドライブ事業所認定、表彰					
他	省エネ・新エネアドバイザー制度	● アドバイザー認定、派遣					
横断的施策等							
全般	省エネ診断	○ 省エネ診断の実施					
	基金設立	◎ 事業者、市民の寄付等と連動した基金設立					
	低炭素型モデル都市づくり	○ 構想、FS ベース ◎ 実証事業等の実施 (路面電車整備、緑のカー テン事業など)					
	総合的、横断的	◎ 総合的な新エネ導入戦略等					

【参考】主な施策手法の特徴、行政手続き等

1. に示した施策を行政手続き面から整理すると、以下の類型に分類することができ、それぞれの概要、メリット、デメリットを記す。地方公共団体における地球温暖化防止施策の立案においては、各公共団体の置かれた状況を考慮し、適正な施策手法を志向することが施策実現性、実効性等の視点から重要となる。

- ① 条例制定
- ② 要綱設置
- ③ 協定締結
- ④ その他（投資事業、普及啓発事業等といった各種事業として実施）

表 地方公共団体における地球温暖化防止施策の実施状況

	概要	メリット	デメリット
条例制定	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市を皮切りに、大阪府、京都府、長野県といった都道府県、政令指定都市に加え、最近では柏市でも制定。 ・地方公共団体により盛り込まれる内容は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制的な面が強く、確実な削減行動を促すことが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方行政における立法手続きであり、審議会等での条例案の検討、パブリックコメント、議会承認などのプロセスが必要。 ・実現までの時間、労力は多大。また、議会での審議過程で内容が変更、後退することがある。
要綱設置	<ul style="list-style-type: none"> ・大気や水質等の環境保全に係る指導要綱としての事例は多い。 ・地方公共団体は、定められる要綱に従い、事業者に対し行政指導を行うことになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会での議決を経ることなく、行政組織にて決定可能。 ・このため、条例に比し、時間、労力が低減可能。（大幅な行政コスト削減に資する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン的な非権力的手法のため、法的拘束力がない。（しかしながら、実態として全員遵守を前提とした行政運用がなされる）
協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の紳士協定に基づき、事業者の自主的な取組みを促す制度である。 ・協定という施策形態としては、古くは「公害防止協定」として数多くの締結実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会での議決を経ることなく、行政組織にて決定可能。 ・このため、条例に比し、時間、労力が低減可能。（大幅な行政コスト削減に資する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結は紳士協定のため、法的拘束力はない。 ・事業者の自主的な取組みに期待することになり、実際的な効果の担保がない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体により実施される投資（率先行動）、普及啓発等の予算措置に基づいた各種施策が存在。 	—	—

出典)「自治体環境行政法」(北村喜宣著)を参考に記述。

2. 代表的な施策の紹介

(1) 一覧表

1. にて整理した施策体系をベースに、各々のカテゴリーにて先行する地方公共団体の施策実施状況について、以下の通り紹介する。

表 地方公共団体における地球温暖化防止関連施策（代表的施策の一覧）

No.	分類	地方公共団体名	施策名	産業	業務	家庭	運輸	転換	他
1	条例化	東京都	地球温暖化対策計画書制度	○	○			○	
2		神奈川県横浜市	横浜市建築物環境配慮制度		○	○			
3		千葉県柏市	柏市地球温暖化対策条例による一定の開発事業等の配慮計画		○				
4		長野県	地球温暖化対策条例による自販機設置者に対する排出抑制計画		○				
5	協定	千葉県千葉市	千葉県地球環境保全協定	○	○		○		
6		愛知県名古屋市長	レジ袋削減に向けた取組（市内共通還元制度及びレジ袋有料化促進モデル事業）						○
7		愛知県	自動車エコ事業所認定制度の導入※				○		
8		群馬県	群馬県環境GS認定制度※	○	○				
9	ラベリング	東京都	マンション環境性能表示			○			
10	経済的手法	兵庫県神戸市長	エコファミリー制度				○		
11		高知県香南市	香南市住宅省エネルギー連携推進事業			○			
12	普及啓発	福岡県北九州市	無料省エネ診断（まちのエネルギーシェイプアップ事業）	○	○				
13		岐阜県岐阜市長	ぎふ省エネチャレンジ市民運動			○			
14		東京都	白熱球一掃作戦		○	○			
15		神奈川県小田原市長	環境家計簿			○			
16		埼玉県川口市	エコライフDAY			○			
17	横断的施策等	富山県富山市	公共交通機関の整備（路面電車への転換）				○		
18		東京都板橋区	緑のカーテン		○				
19		兵庫県	グリーンエネルギー基金					○	
20		愛知県田原市長	たはらエコ・ガーデンシティ構想					○	○

※「自動車エコ事業所認定制度の導入(愛知県)」「群馬県環境GS認定制度(群馬県)」については、民間事業者の取組みに対する行政の認定事業として、本資料では『協定』のカテゴリーに分類した。

なお、ここで紹介する施策は、「地球温暖化対策地域推進計画における地方公共団体優良事例検討委員会」における議論を踏まえて選定した（委員名簿を末尾に添付）。選定にあたっては、地域推進計画を策定している自治体の施策をベースとしたが、委員の推薦により、一部の施策は地域推進計画未策定の自治体の施策も取り上げている。

(2) 個別表

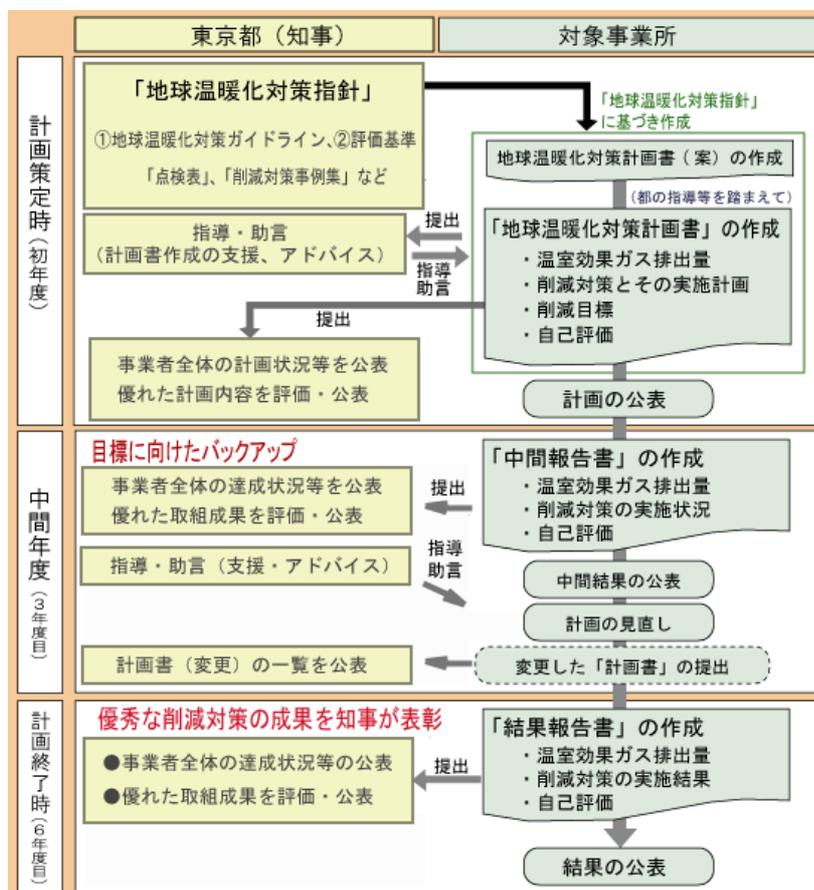
前記の一覧表に記した各施策について、地方公共団体担当者へのヒアリング調査等を行い、以下の情報について収集。特に、今後、同様の施策立案を検討している地方公共団体の参考となるべく整理する。

[主な記載内容]

- ・ 自治体名
- ・ 制度名
- ・ 制度の対象者
- ・ 制度の目的
- ・ 制度の概要（スキーム図を含む）
- ・ 適用実績
- ・ 削減効果の評価可能性
- ・ 施策立案の背景・経緯
- ・ 施策実施にあたっての工夫など
- ・ 関係資料
- ・ 類似施策実施自治体
- ・ 当該自治体の推進計画に関する情報（計画の推進体制等）

自治体名	東京都	担当課	環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 事業活動係
制度名	地球温暖化対策計画書制度		
対象	燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算した量が、年間（前年度）1,500kl 以上の事業所。 （平成18年4月より対象事業所の範囲を拡大。）		
目的	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を進め、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。		

- 内容
- 対象事業者に地球温暖化対策計画書の知事への提出を求める制度。事業者は提出した計画書及び報告書を公表する（事業所等で閲覧、事業所のホームページで公表等）。
 - 計画書（5 年計画）は知事が策定する「地球温暖化対策指針」に基づき作成。計画期間中は、対策の実施状況や目標の達成状況について報告書を提出。
 - 計画書の作成から実施まで都が必要な指導、助言を行うとともに、優良な取組を行う事業者を「評価基準」に基づき評価、評価結果を公表（A 評価以上の事業所のみ公表し、実績が特に優れている場合は表彰する）。
 - 計画書では基準年度（計画期間の初年度の前年度までの3 年平均）の温室効果ガス排出量と計画期間における温室効果ガスの排出削減目標を示す。削減目標は削減対策の積み上げにより設定され、温室効果ガスの排出量を具体的に数値化する。
- 【事業者の提出書類】
- 初年度：排出概況確認書、地球温暖化対策計画書
 - 3 年度：中間報告書、地球温暖化対策計画書（修正版）
 - 6 年度：結果報告書
 - 2・4・5 年度：排出状況報告書



出典：東京都環境局 web サイトより (<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/step.html>)

適用実績	対象事業所数				
		業務	産業	計画削減率	計画削減量
	平成 17 年度	796	269	6.1%	75 万 t-CO ₂
	平成 18 年度	180	29	4.3%	4 万 t-CO ₂
削減効果の評価可能性	事業者から提出された計画書に基づき削減量を評価することが可能。				
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14 年度に現行の制度の前身となる地球温暖化対策計画書制度が施行されたが、都による評価結果の公表等がなされなかったため、初年度の計画削減率の平均が 2%程度（3 年間の計画）と十分な削減率を得ることができなかった。 ・ そこで、対象事業所に対し現地でのヒアリングや省エネ診断（合わせて 400 件～500 件実施）することにより、さらなる削減に向けてどのような対策を取りうるのか調査を行った。その際、事業者から「削減に取組みたいと考えてはいるものの、どのような対策を取ればよいのかわからない」という声が多かった。また、省エネ診断を通じて得たデータベースを蓄積し、事業者向けに対策メニュー表を作成した。 ・ H17 年度より施行した新・地球温暖化対策計画書制度（本制度）では事業者に対し、削減対策のメニュー表を示し、さらなる削減を促進すると共に、事業者から提出された計画書を評価および評価結果の公表することにより、実効的な計画が策定されることを目指した。 				
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ診断を通じて得たデータベースにより作成した削減対策のメニュー表により、事業者へ具体的な削減対策例を示すことができ、新制度の効果が旧制度のものより大きくなったと考えている。メニュー表については、他の自治体においても活用できるものであり、要請があれば提供する。 ・ 事業者より提出された計画書（案）（8 月末提出）段階では 52%の事業所が B 又は C 評価であるが、都が指導・助言を加えることで計画書（12 月末提出）段階では 99%が A 評価以上となる。事業者の多くは「どのような削減対策を取ればよいのかわからない」と考えており、適切な指導・助言を与えることで、効果の大きい削減計画を策定することができる。 ・ 環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 事業活動係にて、他の業務（地域冷暖房、フロン対策等）と合わせて 9 名の体制で担当している。初年度は計画策定事業所数が多かったため、現在より 2 名多い 11 名で担当した。 				
関係資料	<p>地球温暖化対策計画書制度（東京都環境局 web サイト） http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html</p> <p>削減対策のメニュー表（地球温暖化対策管理者ハンドブック） http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/account.html</p>				
類似施策実施自治体	自治体による計画書の評価および評価結果の公表を伴わない計画書制度（都において H14～H17 まで実施されていた制度と同様のもの）は全国で約 20 の自治体の実施しているが、H17 以降都が取組んでいる計画書制度と同様の施策を実施している自治体は現時点では無い。				

東京都環境基本計画について

目標の種類	総量目標／部門別目標／事業量目標
対象ガス	CO ₂ 、N ₂ O、CH ₄ 、代替フロン等
目標値	2020 年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減
排出実績	2000 年度：61,800 千 t-CO ₂ 、2005 年度：59,700 千 t-CO ₂
計画策定における推進体制及びフォローアップ	<p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地域推進計画にあたる環境基本計画の改定作業を行っているが、東京都環境審議会における審議やパブリックコメントの募集を実施している。

自治体名	横浜市	担当課	まちづくり調整局 建築・宅地指導センター 建築環境課
制度名	横浜市建築物環境配慮制度		
対象	一定以上床面積の建築物を建築する建築主		
目的	建築物が環境に与える負荷の低減等		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜市生活環境の保全等に関する条例（第9章の2）」の規定に基づく。 床面積の合計が 5000m² を超える建築物を建築する建築主は、建築物環境配慮計画を作成し、届出を行う。提出された計画の内容は、市のホームページ上で公表する。 建築物環境配慮計画は、「CASBEE 横浜（建築物総合環境性能評価システムの横浜版）」を使用し作成する。概要は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> CASBEE は国土交通省支援のもと、産・官・学共同で研究開発され、財団法人建築環境・省エネルギー機構が事務局となり運用されているシステム。 建築物について、境界内部の建築物の環境品質・性能（Quality）と、境界外部に与える環境負荷（Loading）のそれぞれを評価する。 これらを統合した建築物の環境性能効率（Quality と Loading の比）より、建築物の環境性能が5段階のランク（S、A、B+、B-、C）で評価される。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD subgraph Specific_Building_Owner [特定建築主] A[特定建築物の計画] --> B[環境配慮計画の作成・届出] B --> C[環境配慮計画変更の届出] C --> D[工事完了の届出] end subgraph Yokohama_City [横浜市] E[横浜市建築物環境配慮指針] --> A F[環境配慮計画の概要の公表] G[環境配慮計画の概要の公表] H[環境配慮計画の概要の公表] end A --> B B -- 提出 --> F C -- 提出 --> G D -- 提出 --> H E -- 指導・助言 --> B F -- 指導・助言 --> C </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> 建築主が希望する場合は、評価の適正さについて審査し、環境性能のランクについての認証書を発行する。 <ul style="list-style-type: none"> 「建築物環境配慮評価認証制度要綱」に基づく。 届出制度とは別に、詳細な根拠資料の提出が必要となる。市による審査に加え、学識経験者による委員会において審査を行う。 		
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境配慮制度に基づく届出数：298件（H20.1現在） <ul style="list-style-type: none"> H17：93件、H18：123件、H19：82件（H20.1現在）。 集合住宅が5割以上を占める。他、工場（立体駐車場含む）、病院・福祉施設等。 建築物環境配慮評価認証取得数：3件（いずれも最高のSランク獲得） 		
削減効果の評価可能性	<ul style="list-style-type: none"> CASBEEはCO₂削減のみを目的とした制度ではない。ただし、現在CASBEEはライフサイクルCO₂の削減率も簡易推計可能なように改訂されつつあり、この改訂版を適用後にはCO₂削減量も評価できるようになる。 		
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度から平成18年度までの5か年間計画「横浜市中期政策プラン」における地球温暖化防止取組の重点施策に、「建築物などの環境配慮の促進」が挙げられた。 これに従い、平成15年、16年において制度構築が行われた。「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に新たな章を追加し制定された。 		

施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の類似政策との違いは、計画届出に加え、市による認証を行っていることである。 横浜市市街地環境設計制度（容積率や高度地区の高さ緩和を行う制度）の許可条件として、原則 A ランクの評価を義務付けている。 建築物設計者に対しては、毎年講習会等を実施し、CASBEE の認知度をほぼ 100%まで高めてきた。 認知度が 10%以下に止まる市民に対しては、啓発を目的として、出前講座の開設や市民公募によるイメージキャラクター制定等を実施している。 建築に関する許認可を扱っている部署（まちづくり調整局 建築・宅地指導センター 建築環境課）によって運用が行われている。6 名体制で、建築物環境配慮計画の届出・認証、省エネルギー法届出、風致地区条例許可、福祉のまちづくり条例事前協議、バリアフリー法による認定を行っている。建築物環境配慮計画の届出には、内容の確認と設計者に対するヒアリング等を含め、1 件あたり延べ約 1 日要する。 制度としては計画届出のみで強制的な指導等を行うものではないが、結果を公表することから建築主への抑止効果がある。最初に提出された建築計画から、同予算で 1 ランク程度分の環境性能改善を行った事例もある。 不動産ファンドとしての価値向上という点からも建築主の理解は広がっている。 平成 20 年 1 月に策定された市の長期（～2025 年）温室効果ガス削減プラン「CO-D0 30」において、「建物のエネルギー性能の評価・格付け制度」を検討することが示されている。具体的な検討は、CASBEE の活用等を含め、今後行われる予定である。
関係資料	横浜市建築物環境配慮制度 http://www.city.yokohama.jp/me/machi/center/kankyo/casbee/casbee.html
類似施策実施自治体	名古屋市：建築物環境配慮制度 大阪府：大阪市建築物総合環境評価制度 など、全 13 自治体が CASBEE を利用した評価制度を持つ。

横浜市地球温暖化対策地域推進計画について

目標の種類	一人当たり排出量目標
対象ガス	6 ガス
目標値	2010 年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6%以上削減
排出実績	1990 年度：5.28tCO ₂ /人、2005 年度：5.52tCO ₂ /人（19,770 千 tCO ₂ ）
計画策定における推進体制及びフォローアップ	計画策定（改訂）時 <ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年 12 月策定 平成 17 年 9 月から有識者・業界関係者等からなる改訂検討委員会による 1 年間・7 回の検討を行い、推進計画の改訂案を作成し、パブリックコメント等を経て平成 18 年 11 月に改訂された。 推進・フォローアップ時 <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政からなる「地球温暖化対策推進協議会」を中心に、市民や事業者の具体的な取組を促す効果的な対策について普及活動を行う。 大規模事業所からなる「地球温暖化対策事業者協議会」を設置し、事業者の自主的な取組を推進する。 平成 20 年 1 月に「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」を策定、市に横断組織「地球温暖化対策行動推進本部」を設置し、進捗状況評価・施策計画策定体制を強化する。

自治体名	千葉県柏市	担当課	環境部 環境保全課
制度名	柏市地球温暖化対策条例による配慮計画書の策定及び提出		
対象	一定の開発事業者等		
目的	それぞれの事業者が事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示し、環境保全活動を一層促進することを目指す。		
内容	<p>平成19年10月1日に全面施行された「柏市地球温暖化対策条例」により、一定開発事業者等に「配慮計画書の策定及び提出」を義務付けるもの。提出された配慮計画書は、柏市のホームページで公表。実施部局は、環境部環境保全課。</p> <p>なお、本条例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市の「柏市域の地球温暖化対策計画の策定」 ・ 一定（年間1,500t-CO₂）以上温室効果ガスを排出する事業者の「削減計画書の策定及び提出」も義務付けている。 <p>○対象となる開発事業者等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法に規定する開発行為の内、その面積が3,000㎡以上の開発行為 2. 土地区画整理事業（事業の施行者、規模を問わず全ての事業が対象） 3. 市街地開発事業（事業の施行者、規模を問わず全ての事業が対象） 4. 大規模小売店舗立地法に規定する店舗（既存の建物の変更は除く）の内、店舗面積が4,000㎡以上のもの <p>○配慮計画書記載内容：地球温暖化対策</p> <p>開発事業等における、地球温暖化対策の実施予定内容を記入。記入の方法等の規定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に関する事項 ・ 省エネルギーの推進に関する事項 ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の推進に関する事項 ・ 温室効果ガスの吸収作用（緑）の保全及び強化に関する事項 ・ その他 <p>【参考：省CO₂まちづくり行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「柏市地球温暖化対策計画」を作成しており、計画には“省CO₂まちづくり行動計画”が盛り込まれる。 ・ “省CO₂まちづくり行動計画”では、CO₂削減対策を面的に行うことを目的とし、そのための手法や手段を検討。その実行のため、アクションエリアを設定。アクションエリアとは、新規市街地開発や再開発などが行われる、まちづくりの気運の高いエリアをアクションエリアとして指定し、CO₂を削減する対策を関係者が協働で実施していくための枠組みである。 ・ 指定を受けたエリアでは、まちづくりの中でどのようなCO₂対策が実行可能かについて話し合う場として省CO₂まちづくりのための協議組織を指定エリア毎に立ち上げる。協議のもと、エリアにおけるCO₂削減プロジェクト計画を策定し、確実なCO₂削減を実行する。 ・ 配慮計画書及びアクションエリアにおけるCO₂削減プロジェクト計画の策定の参考とするため、都市開発におけるCO₂削減対策や技術及びその効果等の情報を取りまとめた「(仮称)省CO₂まちづくりガイドライン」を作成し、開発事業者と協議・指導を行う。 ・ 省CO₂まちづくり行動計画を担保する枠組みとして、金銭的インセンティブを設けることを検討している。例えば、アクションエリアとして指定された地域に対して減税措置等を行うなどの方法を想定。 		

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">アクションエリア外の開発</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【配慮計画制度】</p> <p style="text-align: center;">一定規模以上の開発行為に対し、開発事業者に環境配慮の措置を要請。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">該当する開発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事前相談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">配慮計画策定・提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事業実施</div> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">アクションエリア内の開発</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【アクションエリア】</p> <p style="text-align: center;">省 CO₂ まちづくり協議組織の協議のもと、エリアにおける CO₂ 削減プロジェクト計画を策定。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">エリアの指定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">協議組織の立ち上げ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">省 CO₂ 化計画策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">該当する開発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事業実施</div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">ガイドライン</div> </div> <p style="text-align: center;">配慮計画制度とアクションエリアの関連</p>
適用実績	<p>配慮計画書の策定・提出：1件 柏市総合保健医療福祉施設（仮称）</p> <p>配慮計画書策定協議中：2件（平成20年3月現在）</p>
削減効果の評価可能性	<ul style="list-style-type: none"> 現在の配慮計画書の様式では、削減効果を算定することは困難。 「（仮称）省 CO₂ まちづくりガイドライン」の策定後、配慮計画書に目標値や削減量などの数値を盛り込むことも想定している。
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 柏市環境基本計画の実行性を高めるため、市民・事業者・市のそれぞれの具体的な行動計画として示した「柏市環境配慮指針」を平成15年に策定。柏市環境基本計画及び柏市環境配慮指針に基づき、「宅地開発事業等に係る環境配慮報告書」の提出を、500㎡以上の開発を行う全ての事業者協力依頼していた。 しかし、開発事業後に提出する形式であり、協力要請というものであったため、提出率は1%程度であった。 条例制定過程において、市民・環境団体・大学等の有識者から構成される「かしわ環境ステーション」に条例案を提言いただき、その案を基に市民との意見交換会を市内20箇所で開催した。 その際、CO₂の吸収作用となり、近年開発等で失われていく緑について保全するようとの意見を多くいただいた。 そのため、柏市地球温暖化対策条例の策定時に、一定の開発事業者へ新エネ導入や緑の保全を含めた配慮計画書の提出を義務化することを検討した。
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画行政との連動や整合を確保するため、都市計画部などの関係部署との協議・相談体制を構築した。 開発事業者が配慮計画書を、また、アクションエリアにおける省 CO₂ 化計画策定する際の助力となるべく、「（仮称）省 CO₂ まちづくりガイドライン」を作成することを予定。都市開発における具体的な CO₂ 削減対策や技術、及びその効果等の情報を盛り込むことを想定している。（平成20年4月から策定作業開始）
関係資料	<p>柏市地球温暖化対策条例の全面施行に伴う各計画書の策定および提出</p> <p>http://www.city.kashiwa.lg.jp/business_guide/environment/evm01.htm</p>
類似施策実施自治体	<p>京都市</p>

※本施策は、現在策定中の「柏市地球温暖化対策計画」に盛り込まれる見通しとなっている。

自治体名	長野県	担当課	環境部環境政策課
制度名	長野県地球温暖化対策条例に基づく自動販売機設置者等に対する排出抑制計画策定		
対象	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者		
目的	自動販売機の運転に伴うCO2排出量の抑制		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月に制定された長野県地球温暖化対策条例の第12条第1項第3号及び施行規則第4条第1項第3号により、「飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの」は「その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（排出抑制計画）を定めなければならない」としている。 排出抑制計画は<u>毎年度策定</u>する。策定した排出抑制計画は知事への提出が義務づけられており、知事には提出された計画の公表義務がある。 排出抑制計画には、以下の内容を含めるものと定められている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量 (2) 前号の排出の量について事業者が自ら定める目標 (3) 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置 (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 排出抑制計画を提出した事業者は、計画提出の翌年度に、温室効果ガス排出量、目標の達成状況、目標達成のために講じた措置等を含む達成状況報告書を提出しなければならない。 <p>計画等の手続きの流れ</p> <p>※ 「計画等」とは、「排出抑制計画」、「自動車環境計画」、「建築物環境配慮計画」、「再生可能エネルギー計画」及び各計画の実施後に提出する「排出抑制計画の達成状況等の報告」、「自動車環境計画の達成状況等の報告」、「再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告」などのことです。</p> <p>出典：長野県ホームページ</p>		
適用実績	平成19年度：4事業者から排出抑制計画の提出があった。		

削減効果の評価可能性	今後提出される達成状況報告から実際の削減効果の評価が可能である。
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 県内の温室効果ガスは増加（2004年度は基準年度比14%増加）しており、その解決には、地域の一人一人の取組みが必要。そうした取組みを促進するために条例を制定。
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定にあたっては、平成17年度に長野県環境審議会の地球温暖化対策検討会を10回開催し、検討会委員や関係団体との意見交換を行いながら内容の検討を行った。 検討会としての成果である条例の骨子や要項について、県内の様々な地区で説明会を開催し事業者等の理解促進を図った。 自販機については、長野県環境審議会の地球温暖化対策検討会にて、（社）全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、長野県食品自動販売機協会と意見交換会を開催した。
関係資料	<p>長野県地球温暖化対策条例について（条例本文、パンフレット、排出抑制計画書の公表など）</p> <p>http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/ondan/jourei/</p>
類似施策実施自治体	

長野県地球温暖化防止県民計画について

目標の種類	総量目標／部門別目標／原単位目標／事業量目標
対象ガス	6ガス
目標値	2012年度に1990年度比6%削減
排出実績	1990年度：1,531万tCO ₂ 、2004年度：1,745万tCO ₂
計画策定における推進体制及びフォローアップ	<p>計画策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の検討を行う長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会の委員には、県民、事業者、学識経験者、市町村等の各団体から推薦を受けた方等に委嘱している。 委員会開催状況 4回開催（平成19年7月～平成20年1月） 県民、事業者等を対象とした説明会を県内各地で延べ6回開催し、計画案について説明、意見を聴取している。 パブリックコメント 計画策定の各段階において意見募集を実施（計3回）し、委員会で検討している。 <p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進体制：計画の第6章において、県民、事業者、NPO、センターなど関係機関、行政等が連携して本計画の推進にあたることを明記している。 フォローアップ時：毎年度、県環境審議会に報告し評価を受け、結果を公表することとしている。

自治体名	千葉市	担当課	環境局環境保全部 環境調整課 温暖化対策室
制度名	地球環境保全協定		
対象	製造業を除く全事業者（約3万事業所）		
目的	事業者に対する環境保全意識の啓発		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市と事業者（製造業を除く）との間で罰則の無い「紳士協定」を締結し、環境保全行動を促す。 事業者は協定締結期間（5年間）の毎年、具体的な取組目標や内容についての「環境保全計画書」と、点検結果や是正措置についての「環境保全報告書」を市に提出する。 市は協定締結事業者を市ホームページ・情報誌等で公開するとともに、年に一回セミナーを開催して情報提供を行う。 市が提供する協定書例に含まれる主な環境保全行動は下記の通り。協定内容は事業者の自主性に任せられており、現段階では協定内容に対する指導等の措置は行われていない。 <ul style="list-style-type: none"> 低公害車の導入 エコドライブの推進 省エネルギー対策の推進 水資源の保全及び節減 紙類の使用の原料及び再資源化 グリーン購入 緑化の推進 協定の締結・運用体制は下記の通り。 		
適用実績	220 事業所 (H20. 2 末現在) <ul style="list-style-type: none"> 協定締結事業所は随時受け付け中である。 規模、業種は様々。事業所単位の協定締結であり、本社が千葉市外にあるチェーン流通店舗の締結実績もある。 年間 50 事業所との協定締結を目標としている。 		
削減効果の評価可能性	千葉市では削減効果の評価を行っていないが、電力使用量削減率や各環境保全行動の実施率から削減効果を概算できる可能性はある。		
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 当時の環境保全部長のイニシアティブで検討が開始された。千葉市の ISO14001 取得と同時期であったため、事業者に対しても PDCA サイクルに基づく取組の推進についての検討が行われた。 事業所に対して環境保全活動支援基礎調査にかかるアンケートの実施や、商工会議所・業界団体で組織する「地球環境保全協定促進会議」における意見収集を行った。 		

<p>施策実施にあたっての工夫など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全意識の啓発を目的とした行政・事業者負担の少ない計画・報告制度であり、中核市向けの施策である。具体的には下記のメリットがある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 条例ではなく局長決議による「千葉市地球環境保全協定に関する要綱」に基づいた制度である。条例の場合必要となる議会審議・パブリックコメント等の手続き（最低でも1年程度要する）や、行政側のマンパワーが不要である。 ✓ 温室効果ガス排出削減の数量的な計画・報告を求めているため、事業者の参加が促されやすい（逆に、既に環境保全行動を実施している事業者にとっては協定の意義が理解されにくい）。また、行政の数値チェックは行っていない。千葉市の場合、2名程度で対応している。 ・ H11 の立ち上げ当初から、協定締結式の実施、業界団体への依頼、個別事業所の訪問等の工夫により、協定締結数を延ばすことができた。 ・ 効果を上げるため、温室効果ガス排出の多い業界（自動車、運輸等）に対して優先的に、業界団体を通じた呼びかけを行っている。 ・ 千葉市では、製造業に対しては既に規制的な公害防止協定(34社)や三者協定(7社)が別途締結されている。H11 の協定改定により公害防止協定にも地球環境保全項目が追加されているため、公害防止協定を締結している事業所にも地球環境保全協定における計画・報告の取組を促す等の見直しが検討されている。 ・ 千葉県では強制力を持つ計画・報告制度が検討されていたため(H20.2に議会提案見送り決定)、地球環境保全協定はこれに移行することも検討されていた。このため、H19年度の1年間は協定の新規締結を見合わせていた。
<p>関係資料</p>	<p>千葉市地球環境保全協定 (協定書例、計画書、報告書等のフォーマットも提供されている) http://www.city.chiba.jp/env/chikyukyoutei/leaflet.htm</p>
<p>類似施策実施自治体</p>	<p>神戸市：環境保全協定 福井県：環境協定 岐阜県：環境創出協定 など</p>

千葉市地球温暖化対策地域推進計画について

<p>目標の種類</p>	<p>総量目標</p>
<p>対象ガス</p>	<p>6ガス</p>
<p>目標値</p>	<p>2010年に2000年より約6%削減、可能な限り1990年レベルを下回ること</p>
<p>排出実績</p>	<p>1990年：16,940千tCO₂、2000年：17,890千tCO₂</p>
<p>計画策定における推進体制及びフォローアップ</p>	<p>計画策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政や学識経験者を中心とした「地球温暖化対策専門委員会」により素案作成。これに対し、公募市民・業界関係者・学識経験者等により組織された「千葉市環境基本計画市民懇談会」による2回の審議や、1ヶ月間の市民意見・提案の募集を行った。地球温暖化対策専門委員会においてこれらの意見を反映した修正案が作成され、「環境総合施策部会」「環境審議会」において審議された。 <p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者団体、地球温暖化防止活動推進員、学識経験者などからなる「地球温暖化対策地域協議会」を設置する。協議会では、具体的な取組を促す効果的な対策の内容等を示した「温暖化防止アクションプラン」を策定しその普及・推進を図る。また、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、普及啓発事業等の対策を実施する。 ・ 庁内には「千葉市環境基本計画推進会議」を設置する。 ・ 温室効果ガス排出状況については毎年、対策の進捗状況については定期的に把握を行い、対策の見直しを行う。地域協議会等に報告するとともに、環境白書等により公表する。

自治体名	愛知県名古屋市	担当課	環境局減量推進室																					
制度名	レジ袋削減に向けた取組（市内共通還元制度「エコクーびょん」及びレジ袋有料化促進モデル事業）																							
対象	事業者、市民																							
目的	ごみの減量と地球温暖化防止																							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 店舗によってバラバラだったレジ袋お断り時のポイント制を、共通の制度とし、普及させることを目的として市内共通還元制度「エコクーびょん」を平成 15 年度から導入した。参加店舗数はおよそ 550 店舗。 参加店舗からの報告によると、レジ袋お断り率は 10%前後で伸び悩んでいたため、更なるお断り率増加のために別の方策を検討し、レジ袋有料化を採用した。 緑区をモデル区とし、平成 19 年 10 月 1 日からレジ袋有料化促進モデル事業を開始した。レジ袋の価格は参加店舗に任せられているが、概ね 1 枚あたり 5 円となっている。 モデル区の小売店舗であっても制度への参加は必須ではなく、コンビニは参加していないが、区内の約 9 割のスーパーマーケットや、ドラッグストア等が参加している。 有料化は、事業者、協議会（容器・包装 3 R 推進協議会）、自治体の 3 者間で協定を結ぶ協定方式をとっている。協定の中では、事業者がお断り率の目標を掲げるほか、有料化によって得た収益金はその用途を環境保全等に役立てることと定めている。 平成 22 年度までに、全市で有料化を実施し、レジ袋削減率 60%とすることを目標としている。 																							
	<p>The diagram illustrates the roles of three parties in the agreement:</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者 (Business): お断り率目標提示、収益金使途明確化、活動内容等公表 (Setting reduction rate targets, clarifying revenue use, and publicizing activities). 協議会 (Association): (含む市民団体) 市民への呼びかけ 効果・課題の評価・公表 (Including citizen groups, calling citizens to action, and evaluating/publishing effects and issues). 市 (City): 効果・課題の調査 市民へのPR (Investigating effects and issues, and PR to citizens). <p>Arrows indicate the flow of information and support: <ul style="list-style-type: none"> From Association to Business: 実績等報告 (Report on achievements). From City to Business: 取組支援 (Support for activities). From City to Association: 効果・課題の報告 (Report on effects and issues). From Business to City: 取組支援 (Support for activities). </p>																							
	図 協定における 3 者間の役割イメージ																							
適用実績	<p>レジ袋お断り率の推移は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコクーびょん</td> <td>8.5%</td> <td>8.5%</td> <td>9.2%</td> <td>12.2%</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>有料化</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>88%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有料化が始まった緑区でも、エコクーびょんは継続している。 ※19 年度の集計期間は、エコクーびょんが平成 19 年 4 月～20 年 1 月、レジ袋有料化促進モデル事業が平成 19 年 10 月～20 年 1 月。</p> <p>有料化モデル事業の参加実績は、平成 20 年 3 月：19 社 33 店舗。平成 20 年 4 月には 24 社 46 店舗に拡大する予定。</p> <p>平成 19 年 10 月～翌年 1 月までのレジ袋削減効果の推計値は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>レジ袋削減枚数：863 万枚</td> <td>レジ袋削減重量：60t</td> <td>CO2 削減量：345t</td> </tr> </table>				15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	エコクーびょん	8.5%	8.5%	9.2%	12.2%	15.5%	有料化	-	-	-	-	88%	レジ袋削減枚数：863 万枚	レジ袋削減重量：60t	CO2 削減量：345t
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度																			
エコクーびょん	8.5%	8.5%	9.2%	12.2%	15.5%																			
有料化	-	-	-	-	88%																			
レジ袋削減枚数：863 万枚	レジ袋削減重量：60t	CO2 削減量：345t																						

削減効果の評価可能性	事業者は協議会に対して、お断り率の実績を定期的に報告することとなっている。削減枚数が把握できれば、レジ袋製造時及び焼却処理に排出されるCO2削減効果に換算することが可能である。
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市では、平成11年の「ごみ非常事態宣言」以後、徹底したリサイクルの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成したが、ごみと資源を合わせた総排出量は横這いであった。そこで、発生抑制の第一歩としてレジ袋の削減に取り組んでいる。 当初立ち上げたエコクーびょんというポイント制では、お断り率が1割程度で頭打ちという傾向が見えたため、更なるお断り率向上に向けて有料化の方向で検討が行われた。
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年5月に、「容器・包装3R推進協議会」を発足させており、この協議会が容器包装の削減に関する推進主体となっている。 一部の店舗のみで有料化を実施すると、実施していない店舗に消費者が集まってしまう恐れがあるため、事業者は近隣の同業他社の動向を意識する。そこで、行政区という面的な単位をモデル地域とし、有料化によるレジ袋の削減を促進することとした。 協定方式であるため、参加店舗は募集という形態を取っているが、まとまった数の参加店舗の確保が重要であるため、広報による募集だけではなく、事業者説明会や個別に事業者を訪問するなどして呼びかけている。 モデル事業は、多くの事業者の参加や、消費者などと協力したPRの結果、非常にスムーズに浸透し、お断り率も、目標の60%を超える約90%を維持している。この成果をうけて、市内全域への拡大のスケジュールも当初計画より前倒しで進める予定となっている。
関係資料	<p>市内共通還元制度「エコクーびょん」</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kurashi/gomishigen/sakugen/ecocoupyon/</p> <p>レジ袋有料化促進モデル事業</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kurashi/gomishigen/sakugen/undou/nagoya00043132.html</p>
類似施策実施自治体	富山県、愛知県豊田市、愛知県瀬戸市、愛知県豊明市など

第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画について

目標の種類	総量目標／部門別目標／原単位目標／事業量目標
対象ガス	6ガス
目標値	2010年に1990年比10%削減
排出実績	1990年：1,739万tCO2、2004年：1,715万tCO2
計画策定における推進体制及びフォローアップ	<p>計画策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次計画（平成13年3月策定）の改定に向けた基本的な考え方について、平成15年10月、市環境審議会に諮問し、学識経験者等のほか、事業者団体・NPOからの委員各1名、公募による市民委員2名が参加した専門部会を設置し、調査審議を行った。また、平成17年2～3月には、専門部会「中間とりまとめ」に係るパブリックコメントを実施した。 市環境審議会の答申（平成17年5月）を受けて、市環境審議会専門部会の公募委員等が引き続き参加した「地球温暖化防止行動計画改定検討会」を設置し、改定案の検討を行った。検討にあたっては、平成17年8月に市民アンケートを実施し、同9月に市民ワークショップを開催するとともに、平成18年1～2月には、改定案に係るパブリックコメントを実施した。 <p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民団体、事業者団体等が参加する「環境都市なごや推進協議会」において、情報交換等を行いつつ、施策の進捗状況の点検・評価等を実施する（専門部会を設置予定）。

自治体名	愛知県	担当課	環境部大気環境課地球温暖化対策室
制度名	自動車エコ事業所認定制度		
対象	愛知県内の事業者（個人事業者含む）		
目的	事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図るため。		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 以下の各取組について、取組の度合いに応じて定めた戦略推進点の合計が3点以上であることを認定の基準として、あいち新世紀自動車環境戦略会議の審査部会で審査を行い、同会議総合調整会議に諮り、同会議議長（知事）が認定を行う。 		
	取組	戦略推進点	
	エコカー導入	エコカー割合 3割以上	1
		エコカー台数 10台以上かつエコカー割合 6割以上	2
		エコカー台数 10台以上かつエコカー割合 9割以上	3
	公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む）、自転車又は徒歩である従業員割合 <ul style="list-style-type: none"> 主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所→概ね10割 主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km以内の事業所→7割以上 主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km超の事業所 →5割以上 	1
	エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 →5割以上	1
	グリーン配送制度	導入及び実施	1
	パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	1～5台	1
		6～10台	2
		11台以上	3
	サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
		11～20台	2
		21台以上	3
	上記以外の取組（ISO14001 認証など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3
<ul style="list-style-type: none"> 認定事業所には、「あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」において、認定証及び表示板の交付を行うほか、自動車エコ事業所認定制度のホームページへの掲載を行っている。 			
			

図 エコ事業所認定表示板（出典：愛知県ホームページ）

適用実績	16年度認定：10事業所、17年度認定：14事業所、18年度認定：15事業所、19年度認定：10事業所
削減効果の評価可能性	自動車の利用状況などの把握は行っていないため、削減効果を定量的に把握することは難しい。ただし、認定事業所におけるエコカーの導入台数については定量的な把握が可能である。
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月に、県民、事業者、NPO及び行政の代表で構成する「あいち新世紀自動車環境戦略会議」において、愛知県の特徴を活かした総合的な自動車環境対策である「あいち新世紀自動車環境戦略」が策定された。この中で掲げている7つの作戦の1つ「エコカー導入作戦」を促進する施策として位置付けられている。
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関、警察、市町村、道路管理者、関係団体等から構成される「あいち新世紀自動車環境戦略会議」、及び総合調整会議、審査部会が推進体制に含まれている。 認定のハードルの高さがポイントになっており、ハードルが高いからこそ、効果に繋がっていると考えられる。一方で、ハードルを下げてもらえないか、という要望もある。 募集の周知が難しく、認定対象となっても制度を知らない事業者がいる可能性がある。このため、条例による低公害車導入状況報告（県内で乗用車換算200台以上の自動車を使用している事業者に一定割合以上の低公害車の導入及びその状況報告（毎年度）を義務付ける制度。19年度開始）を活用し、認定対象と想定される事業者に個別に募集案内を行うなどして周知に努めている。
関係資料	自動車エコ事業所の認定について http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/eco/jidousyaekojigyousyo.html
類似施策実施自治体	なし

「あいち地球温暖化防止戦略～脱温暖化！待ったなしの行動計画～」について

目標の種類	総量目標／部門別目標／事業量目標
対象ガス	6ガス
目標値	2010年度に1990年度比6%削減
排出実績	1990年度：7,943万tCO ₂ 、2001年度：8,395万tCO ₂
計画策定における推進体制及びフォローアップ	<p>計画策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> あいち地球温暖化防止戦略策定検討会の開催（4回） メンバー構成は学識経験者、政府・自治体関係者、業界団体、市民団体など 県民ヒアリングの開催 パブリックコメントの募集 <p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> フォローアップ委員会の開催：毎年1回。 メンバー構成は策定検討会のメンバーを基本としている。総量目標、部門別目標、事業量目標に対する進捗状況を報告している。

自治体名	群馬県	担当課	環境森林部 環境政策課
制度名	群馬県環境G S 認定制度		
対象	県内事業者		
目的	環境マネジメントシステムの普及推進		
内容	<p>地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取り組みを促進するため、自社の環境マネジメントシステムを整備し、これを組織的に運用する事業者を、「環境G S（ぐんま・スタンダード）事業者」として認定し、支援する制度。</p> <p>県内事業者は、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、県はこれを組織的に運用することを支援。認定は単年度とし、認定事業者は翌年度に次年度継続申請を兼ねた取組結果報告を提出することで、認定が継続される。</p> <p>○認定制度の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境G S 申請書を県に提出することにより参加可能。 2. 県は、環境G S 認定事業者の取り組みを支援。 3. 県は、事業者から提出された申請書（実行計画）を認定し、公表。 4. 事業者は、取り組みが終了したら、結果を評価し県に報告。結果報告は、継続申請を兼ねる。 5. 県は、報告を整理し、公表。 <p>○申請の仕方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境G S マネージャー及びサブマネージャーの選任 2. 地球温暖化対策に関する環境基本方針の記載 3. 取組期間（年度単位を基本） 4. 指標の設定 <p>「指標」は、現状を数値で把握し、温暖化対策に係る取組の進行を管理するために設定。なお、指標は、おおよその進行管理が可能であればよく、事業活動に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を把握する必要はない。年間の電気やガス、重油等、主要なエネルギーの消費量を二酸化炭素の排出量に換算した数値が適当。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 設定した指標により、現状を数値で把握 6. 現状数値を踏まえ削減目標を設定 7. 目標の達成に向け、具体的な取組内容を決定 <p>○環境G S 認定事業者に対する県の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供、研修会の開催 2. 環境G S 推進員（専門家）の派遣 3. 優良事業者表彰制度 4. 環境G S 企業エコ改修資金：環境G S 認定事業者が、省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に、融資の対象となる。 5. ロゴマークの使用 6. 民間金融機関からの優遇融資：商工中金の「環境配慮型経営支援貸付」、桐生信用金庫の事業性資金「環境サポート」の融資対象となる。 <p>○結果報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結果報告を取りまとめ、分析・公表を実施。 ・ 今後、毎年の結果報告の後、結果報告書を公表する予定としている。 		



(出所) 群馬県環境G S 制度HP



(出所) 群馬県環境G S 制度HP

適用実績	認定事業者数 501 事業者（平成 20 年 2 月 22 日現在、継続申請がなかった事業者を除く） 【年度別認定事業者数】 平成 18 年度 342 事業者 平成 19 年度 209 事業者 【参考】県内 ISO14001 認定取得事業者数：350（平成 20 年 2 月上旬）
削減効果の 評価可能性	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者より提出される申請書より評価可能。 しかし、指標は各事業所で設定可能なため、正確な排出量・削減量等を把握することは困難である。目標・取組に対する達成度を評価することが主目的であり、排出量全体を把握することは副次的制度として捉えている。
施策立案の 背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の二酸化炭素排出削減を促すためには、規制ではなく支援手法を用いるべきとの県民意見や検討結果に基づき、平成 18 年 3 月に策定した群馬県地域推進計画の策定と並行して、県内の主要企業や商工団体、環境関係団体の役員等を委員とした検討委員会を設置し、制度の構築について検討を行った。 地球温暖化対策の推進に当たっては「環境と経済の両立」の考えが大切であり、温暖化対策に取り組むことが経営面でもプラスに働き、社会的に評価されるための仕組みづくりとして本制度を制定した。
施策実施に あたっての 工夫など	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者が取り組みを継続できるよう、県の支援制度として情報提供や研修会の開催、制度融資の提供等を行うほか、事業者の現場での取り組みを支援するため専門家（環境 G S 推進員）を無料で派遣している。 上記検討委員会を引き継いだ運営委員会のほか、環境 G S 推進員との検討会を定期的に開催し、産業界や事業現場の生の声を収集しながら、制度の運営や普及推進を図っている。
関係資料	群馬県環境 G S 制度 http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=38245
類似施策実 施自治体	

第 2 次群馬県地球温暖化対策地域推進計画について

目標の種類	総量目標
対象ガス	CO ₂
目標値	2010 年度の二酸化炭素排出量を、現状対策での見通し量から 6%削減し、15,055 千 t-CO ₂ とする。 (2002 年度比▲3.2%) 第 2 次群馬県地球温暖化対策推進計画（新コソコソプラン）
排出実績	1990 年度：12,615 千 t-CO ₂ 、2002 年度：15,555 千 t-CO ₂
計画策定に おける推進 体制及びフ ォローアッ プ	<p>計画策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内全域で活動する経済団体や事業者団体、消費者団体、環境団体、エネルギー供給事業者、行政機関の代表者等で構成する検討委員会を設置し、3 回開催。 地域で環境活動に取り組んでいる個人、団体、事業者等を招き、地域懇談会を県内 5 カ所で開催。 県民、事業者を対象としてアンケート調査の実施。 計画案に対するパブリックコメントの実施。 <p>推進・フォローアップ</p> <p>○地球温暖化対策推進会議（H18.8）</p> <p>第 2 次群馬県地球温暖化対策推進計画（新コソコソプラン）を総合的に推進することを目的に、県内全域で活動している経済団体や事業者団体、消費者団体、環境団体、エネルギー供給事業者、地域協</p>

議会、行政機関などを構成員とし、温暖化対策に関する情報の共有化や関係者の連携強化、新計画の進行管理や追加的対策等を検討する地球温暖化対策推進会議を設立した。

○地球温暖化対策地域協議会

地域に密着した地球温暖化対策について行政や地域住民、事業者等と協議・検討する場を設け、あわせて対策の普及啓発活動を展開する主体となるために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 26 条に基づく地球温暖化対策地域協議会を各県民局ごとに設立した。

- ・ 中部県民局 (H18.9)・・・講演会開催
- ・ 西部県民局 (H18.9)・・・現地見学会開催
- ・ 吾妻県民局 (H18.8)・・・講演会開催
- ・ 利根沼田県民局 (H18.9)・・・講演会開催
- ・ 東部県民局 (H18.9)・・・講演会開催

○地球温暖化防止活動推進センター (H17.3)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 24 条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動の推進、地球温暖化防止活動推進員等への研修を行うこと目的に、「NPO 法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」を群馬県地球温暖化防止活動推進センターに指定した。

○地球温暖化防止活動推進員 (H19.5)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 23 条に基づき、地球温暖化問題等について見識を有し、対策の推進に熱意を持っている人の中から地球温暖化防止活動推進員を 200 名（民生部門 150 名、産業部門 30 名、運輸部門 20 名）委嘱した。

○地球温暖化対策県・市町村連絡会議 (H18.5)

県と市町村が相互に連携・協力して地球温暖化対策への取組を推進するに当たり、必要な事項を協議するため設置した。連絡会議は全体会議と幹事会から成り、18 年度は、全体会議 2 回、幹事会 2 回、研修会 1 回、開催した。

自治体名	東京都	担当課	環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 建築物係
制度名	マンション環境性能表示		
対象	H17年10月1日以降に東京都に建築物環境計画書を提出した延床面積10,000㎡超の新築又は増築の分譲マンション		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入希望者に対する環境に配慮したマンションに関する選択肢の提供 ・ 建築主の自主的な環境配慮の取組促進 ・ 環境に配慮したマンションが高く評価される市場の形成推進 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者に対し、大規模新築マンションの販売広告等に環境性能に関する情報の表示を義務化し、その内容を東京都に届け出る。届出義務は不動産業者ではなく建築主にある。 ・ 建物の断熱性、設備の省エネ性、建物の長寿命化（躯体の劣化対策等）、緑の量（面積）と質（高木による植栽等）の各4項目について★の数で評価、★★★が満点。評価内容は、東京都の建築物環境計画書制度の評価に基づき、建築主が計画（設計）を自ら評価するものである。 ・ マンション環境性能表示の対象マンションについて、価格（価格帯）と間取り図が掲載されている広告にはラベルを掲載することが義務付けられる。 ・ H19年7月1日より、マンション環境性能表示が条例で義務付けられていないマンションで、建築主が希望する場合はマンション環境性能表示を行うことができる任意制度を創設した。 		
	<p>※建築主はラベルを表示した広告を行った後、15日以内に東京都にその広告媒体を届け出なければならない。</p>		
	<p>出典：「東京都マンション環境性能表示」のあらまし http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/pdf/leaflet_img.pdf</p>		

適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度開始時と比べると★★★評価（満点）の達成数が各項目において着実に向上した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 断熱性 ★★★：H17年度 12%→H18年度 24% ➢ 省エネ性★★★：H17年度 32%→H18年度 47% ➢ 長寿命化★★★：H17年度 8%→H18年度 10% ➢ みどり ★★★：H17年度 48%→H18年度 56% ・ 対象件数 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成17年度：25棟 ➢ 平成18年度：72棟
削減効果の評価可能性	入居後の利用状況については調査できないため、定量的な把握は難しい。ただし、同時期に建設された制度対象外のマンションとの断熱性能、省エネ性能等の比較を通じておおよその省エネ量を試算することは可能。
施策立案の背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14年より実施している建築物環境計画書制度が本制度のベースとなっている。建築物環境計画書制度は、延床面積1万m²を超える建築物の建築主に対し、建築物の新築・増築に際しての環境配慮の取組を示した建築物環境計画書を知事への提出を義務付ける制度であるが、当初想定していたような改善がみられないという問題点があった。 ・ そこで、建築物環境計画書制度の対象建築物のうち、約半数を占める集合住宅に限定して、販売広告への掲載を義務づけることで、環境性能に市場価値を持たせ、建築時に環境性能への配慮がなされるよう本制度を構築した。 ・ 裾切り基準を下げて、対象マンション数を増やす検討も行なっているが、その場合作業量が大幅に増加するので、増員もしくは業務の外部委託をする必要があると考えている。
施策実施にあたっての工夫など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都が独自の検討委員会を設置し評価基準を作成した。 ・ 広告への掲載義務付けによって、環境性能が市場価値を持つようになった。このことにより、★★★評価の割合が1年で大きく伸びたと考えている。 ・ 環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 建築物係で担当。現在、4名で本制度を実施している。
関係資料	<p>マンション環境性能表示（東京都環境局 web サイト） http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/index.html</p> <p>建築物環境計画書制度（東京都環境局 web サイト） http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.htm</p>
類似施策実施自治体	<p>北九州市：建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の普及促進</p> <p>川崎市：建築物環境配慮制度</p> <p>名古屋市：建築物環境計画書 等</p>

東京都環境基本計画について

目標の種類	総量目標／部門別目標／事業量目標
対象ガス	CO ₂ 、N ₂ O、CH ₄ 、代替フロン等
目標値	2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減
排出実績	2000年度：61,800千t-CO ₂ 、2005年度：59,700千t-CO ₂
計画策定における推進体制及びフォローアップ	<p>推進・フォローアップ時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地域推進計画にあたる環境基本計画の改定作業を行っているが、東京都環境審議会における審議やパブリックコメントの募集を実施している。

自治体名	兵庫県神戸市	担当課	交通局営業推進課、環境局地球環境課
制度名	エコファミリー制度		
対象	土・日・祝日などに、大人が同伴する小学生以下		
目的	休日の家族のお出かけをサポートし、公共交通機関への誘導を図る制度		
内容	<ul style="list-style-type: none"> バス・地下鉄などの料金を、大人1人につき小学生以下2人まで無料とする。 大人が小学生以下と同一区間を乗車する場合にのみ有効。 <p>○適用日</p> <p>土・日・祝日 年末年始（12月25日～1月7日） お盆休み（8月12日～8月16日）</p> <p>○対象区間</p> <p>神戸市交通局：市バス全線（共同運行路線は市バスのみ対象） ：地下鉄全線（西神・山手線、海岸線） 神戸交通振興(株)：山手線（三宮・新神戸駅前～湊川公園） 北神急行電鉄(株)：新神戸～谷上</p> <p>○利用方法</p> <p>神戸市営地下鉄・北神急行</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅窓口で、「エコファミリーです」と言って、対象の小学生分の乗車券を受取る。 <p>神戸市バス・神戸交通振興バス</p> <ul style="list-style-type: none"> 下車時に、バス運転手に「エコファミリーです」と言って下車。 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用して提携店に来店した利用者を対象に、割引などのサービスを提供する「エコショッピング制度」もあわせて実施している。 		
適用実績	実施期間（H15.10月～H19.9月） 利用者：延べ429万人 地下鉄の休日の総乗車人数：1,901人/日 増加 二酸化炭素の排出量：4年間で1161トン削減（地下鉄のみ算定対象）		
削減効果の評価可能性	以下の方法により、地下鉄利用者の二酸化炭素排出削減量を算定している。 【前提条件】 <ul style="list-style-type: none"> エコファミリー制度を利用している子連れグループの構成は、小学生一人と大人一人の計二人。（「地下鉄でのエコファミリー制度利用者の同伴者券種調査（平成17年2月26日、27日）」に基づき設定） エコファミリー制度の利用者のうち、半数は自動車利用からの転換、もう半数は外出機会の増加。 還元元の自動車の平均走行距離：10km（地下鉄西神山手線延長22.7kmの約半分と仮定） 【利用増加人数】 <ul style="list-style-type: none"> エコファミリー制度実施期間の市営地下鉄での平均乗車増加人数：1,901人/日（平成15年10月～平成19年9月末平均） 【算定】 <ul style="list-style-type: none"> 増加した子連れグループ数：1,901人/日÷2=950グループ/日 自動車の削減台数：950÷2=475台/日 自動車からの転換による二酸化炭素の削減量は、 475台/日×10km（平均走行距離）×2（往復）×0.234kg-CO2/台km = 2.23t-CO2/日 したがって、平成15年10月11日～平成19年9月30日までの4年間（計521日間）では、 		